

東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表
 東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程（平成13年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東村財務規則（昭和61年規則第1号）第110条及び第111条の規定に基づき村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約についての競争入札参加者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(競争入札の参加資格者)</p> <p>第2条 競争入札の参加資格者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定により準用する同令第167条の4の規定いづれかに該当する事実があった後2年を経過したものであるものとする。</p> <p>2 競争入札の参加資格者は、沖縄県知事の入札参加資格審査に合格し、<u>沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されたものであるものとする。</u></p> <p>(業者の選定及び発注区分)</p> <p>第3条 業者の選定は、<u>前条</u>に規定する有資格者のうちから行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東村財務規則（昭和61年規則第1号）第110条及び第111条の規定に基づき村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約についての<u>指名競争入札参加者の資格、指名競争入札の業者選定基準</u>その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(<u>指名競争入札の参加資格者</u>)</p> <p>第2条 <u>指名競争入札の参加資格者は</u>、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定により準用する同令第167条の4 <u>第2項各号の</u>いづれかに該当する事実があった後2年を経過したものであるものとする。</p> <p>2 <u>指名競争入札の参加資格者は</u>、沖縄県知事の<u>建設工事入札参加適格</u>審査に合格したものであるものとする。</p> <p>(<u>建設工事入札参加申請書の受付</u>)</p> <p><u>第3条 村発注の建設工事に入札参加しようとするものは、2月1日から2月末日までに村長に建設工事入札参加申請書を提出し、受理されたものについては、2年間有効とする。</u></p> <p><u>2 新規のものについては、前項の期間を除き随時行う。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除くものとする。</u></p> <p>(業者の選定及び発注区分)</p> <p>第4条 業者の選定は、<u>前2条</u>に規定する有資格者のうちから行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(等級格付等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(選定上の留意事項)</p> <p>第5条 指名競争入札により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について</p>	<p>(等級格付等)</p> <p>第5条 村長は、第3条の規定により申請書の提出を受けたときは、等級を決定し、登録することが適当であると認める者（以下「有資格者」という。）のみを建設業者格付名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 建設工事入札参加申請者は、法第11条第1項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第7条 有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、村長の承認を受けて有資格者の地位を継承することができる。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第8条 建設工事入札参加申請者は、有資格者（有資格者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条の規定による建設工事入札参加申請書の記載事項及びその添付書類に虚偽その他不正な事項があったとき。</p> <p>(2) 法第3条第3項の規定に基づく許可の更新を受けなかったとき。ただし、更新時期を経過して30日以内に許可申請を行い、許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>(選定上の留意事項)</p> <p>第9条 前条の規定により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について</p>

改正後	改正前
<p>て留意しなければならない。 (1)～(5) (略)</p> <p>(その他必要事項)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>別表 (第3条関係) 工事施工能力等級基準</p> <div data-bbox="107 563 1104 635" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="107 659 1104 730" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(注1) 21億6千万円以上の工事は「政府調達協定」による入札が適用される。 (注2) 2億1千万円以上の委託は「政府調達協定」による入札が適用される。 (注3) 特殊工事について、共同企業体に発注する場合は上記の対象工事規模以下でも可能とする。</p>	<p>留意しなければならない。 (1)～(5) (略)</p> <p>(その他必要事項)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>別表 (<u>第4条</u>関係) 工事施工能力等級基準</p> <div data-bbox="1131 563 2128 635" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 659 2128 730" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(注1) 21億6千万円以上の工事は「政府調達協定」による入札が適用される。 (注2) 2億1千万円以上の委託は「政府調達協定」による入札が適用される。 (注3) 特殊工事について、共同企業体に発注する場合は上記の対象工事規模以下でも可能とする。</p>